

報告1 再犯防止の推進について

1 山口市再犯防止推進計画について

(1) 計画策定の経緯

平成28年12月	再犯の防止等の推進に関する法律が施行
平成29年12月	再犯防止推進計画が閣議決定
平成31年 3月	山口県再犯防止推進計画策定
平成31年 4月	山口市再犯防止推進計画策定委員会設置
令和 2年 3月	山口市再犯防止推進計画策定
令和 3年 7月	山口市再犯防止推進協議会開催
令和 4年 7月	山口市再犯防止推進協議会開催
令和 5年 3月	第二次再犯防止推進計画が閣議決定

(2) 計画の概要

【計画策定の趣旨】

刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方、検挙人員に占める再犯者率が約50%に及ぶなど、安心安全に暮らせる地域社会の実現に向け、再犯をどのように防ぐかが重要課題となっている。

こうした中、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「法」という。)において、地域の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示され、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされた。

そこで、犯罪をした人等の立ち直りを支援することにより、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、本計画を策定する。

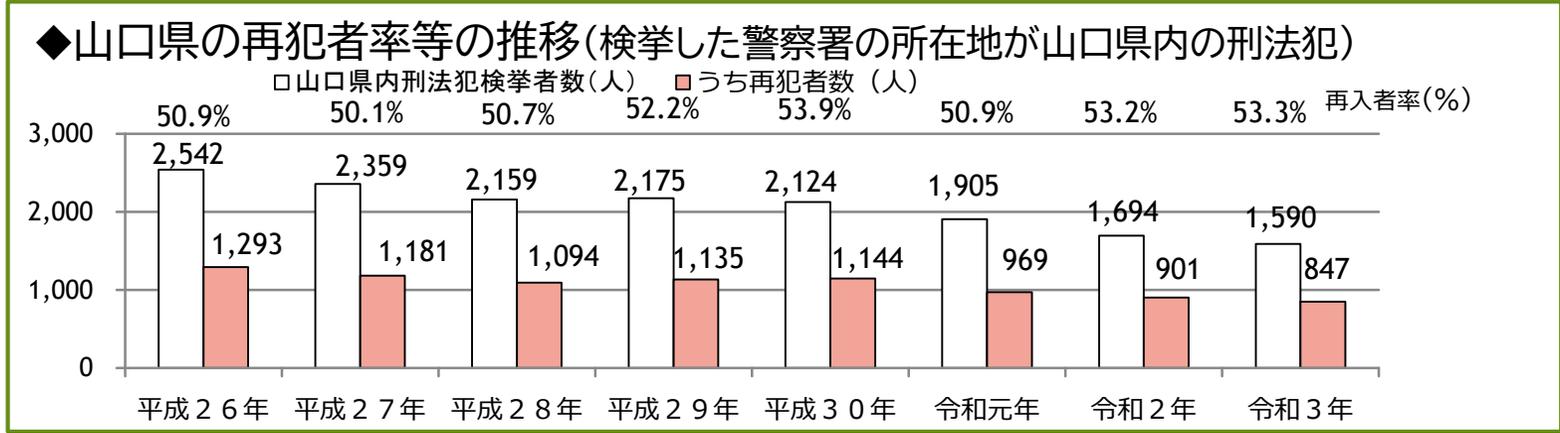
【計画の位置付け】

法第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」

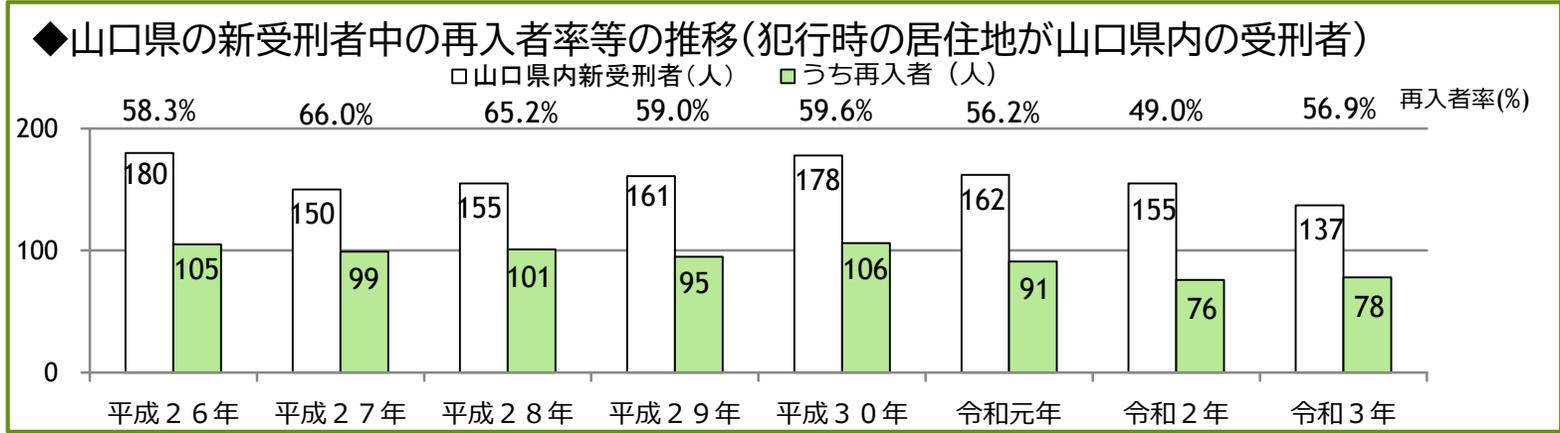
【計画期間】

5年間(令和2年度から令和6年度まで)

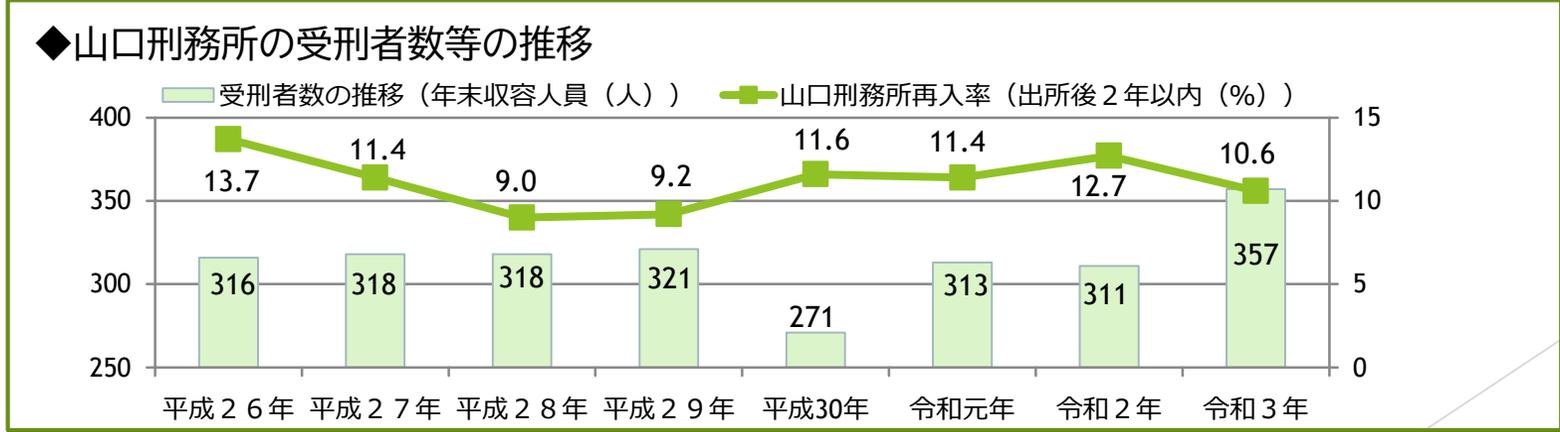
(3)再犯防止をとりまく状況について



刑法犯により検挙された者は減少傾向にある一方、再犯者率は依然として50%を上回っています。



令和3年は、新受刑者137人のうち再入者は78人で、再入者率が56.9%と昨年度より増加しております。



山口刑務所の入所者は357人で、令和2年より増加していますが、再入率は10.6%と減少しております。

(4)取組の推進

【基本的な考え方】

犯罪を犯した人の多くが、再び犯罪を犯してしまう理由として、「仕事や住居がない」「高齢や障害等による地域社会での孤立」といったことが挙げられる。

こうしたことから、本市は、法第3条に掲げられた基本理念及び国の基本方針を踏まえ、令和2年3月に「山口市再犯防止推進計画」を策定した。

本計画は、取り組み内容を具体的かつ実効性のあるものとなるよう努め、また、関係機関と連携を図ることと、犯罪を犯した人等の特性及び地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組むこととしている。

【取組の重点項目】

犯罪を犯した人等の立ち直り支援し、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて6つの取組を重点的に推進する。

①「広報啓発」	社会を明るくする運動の推進をはじめとする広報啓発
②「就労支援」	関係機関と連携し犯罪を犯した人等の就労支援
③「居住支援」	関係機関と連携し出所者の住居確保
④「生活支援」	困窮者に対する貸付や生活保護等による支援 関係機関による福祉サービスの利用調整
⑤「学校等と連携した就学支援等」	更生保護関係団体と学校等との連携強化 地域協育ネットや山口市家庭教育支援チームの取組の推進
⑥「関係機関・団体等とのネットワーク構築」	犯罪を犯した人等の個別事案に関する情報共有 他の会議体との連携によるネットワークの構築

(5)計画の推進

【計画の普及・啓発に向けて】

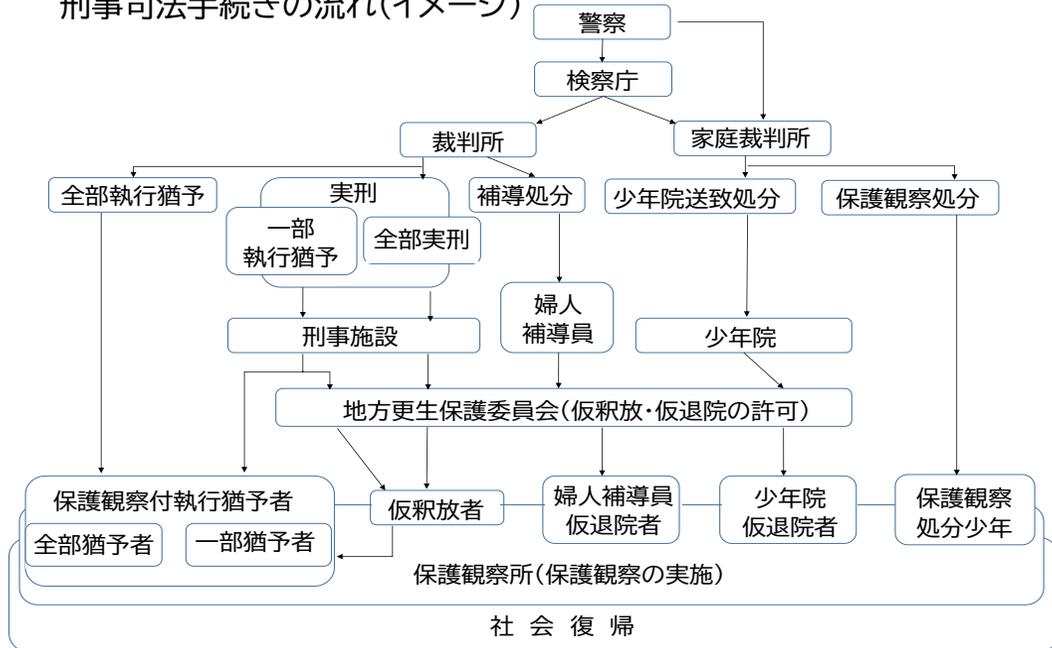
本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間と定め、第二次山口市総合計画に掲げる政策目標や取組と連動させながら進めていく。そうした中、具体的な取組に係る事務事業の評価、検証等を行うことで、本計画策定の趣旨や取組の内容等に関する効果、影響を深化させ、市民理解の醸成へと繋げていく。

【山口市再犯防止推進協議会による評価、部会の設置等】

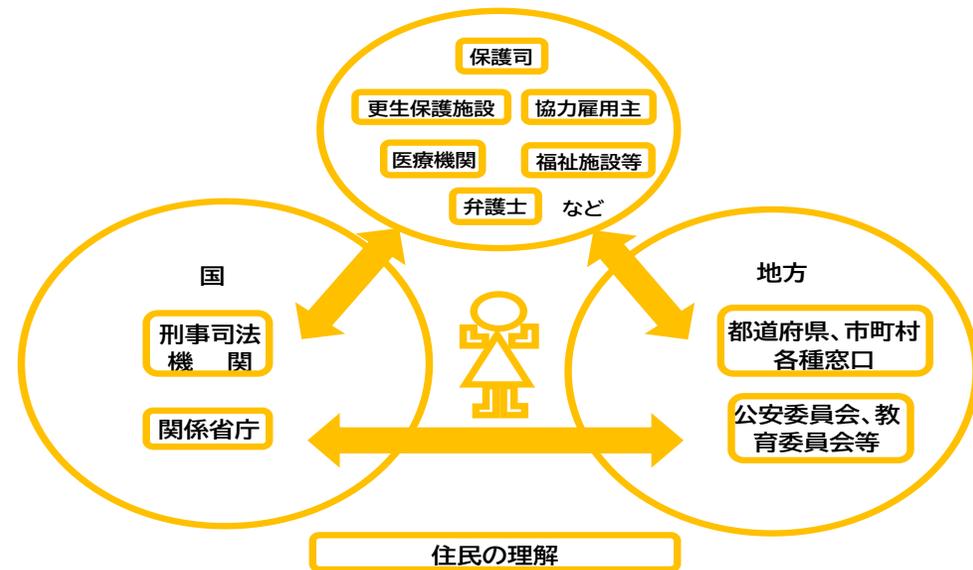
再犯防止に向けた取組を推進し、また、取組に対する評価・検証を行うため、関係団体や専門家の方々等による「**山口市再犯防止推進協議会**」を設置し、本計画の効果的な推進を図っていく。

また、協議会に部会を設置し、計画に掲げる6つの重点項目について、課題の整理や効果的な再犯防止対策などについて検討し、新たな取組を協議会に提案する。

刑事司法手続きの流れ(イメージ)



再犯防止における国、自治体、民間の連携(イメージ)



報告2

令和4年度の取組及び部会報告

1 各団体による市計画の重点項目(①～⑥)に記載の取組の実施

2 協議会及び部会の開催

令和4年 7月 8日	令和4年度第1回山口市再犯防止推進協議会 ・令和5年度秋頃にシンポジウムを開催することを決定	 
11月21日	第1回山口市再犯防止推進協議会部会	
令和5年 2月13日	第2回山口市再犯防止推進協議会部会	

3 部会報告

【部会の構成員】

令和5年3月末時点

役職	団体名	氏名
部会長	山口保護区保護司会 保護司 全国済生会刑余者等支援推進協 議会顧問	篠原 栄二
副部会長	山口保護観察所 企画調整課長	今村 智
	山口市社会福祉協議会 生活相談課長	佐藤 博章
	山口県労働者福祉協議会 パーソナルサポートセンター統括 相談支援員	白土 喜美代
	山口地区更生保護女性会会長	吉田 芳子

事務局:山口市地域福祉課

【部会による検討】

(1)重点項目①「広報・啓発」

市再犯防止推進計画策定の趣旨や再犯防止に向けた取組を広報、啓発するため開催するシンポジウムの内容を検討(継続中)。

(2)重点項目④「生活支援」

受刑者が出所後に住まい、生活、仕事などの相談が気軽にできるフォロー体制(相談窓口等)の整備を検討(継続中)。

(3)その他の重点項目について、引き続き課題の整理を行い、再犯防止対策の在り方などを検討(継続中)。

令和5年度の取組(案)

1 各団体による市計画の重点項目(①～⑥)に記載の取組の実施

①「広報・啓発」

- 社会を明るくする運動の推進
- 研修、講演会等の開催
- 市報、市ウェブサイト等による広報
- 矯正展等への協力 など

③「居住支援」

- 更生保護施設における支援等
- 一時生活支援事業の活用
- 住居確保給付金の支給
- 自立準備ホームにおける支援 など

②「就労支援」

- 生活困窮者自立相談支援事業の利用促進
- 障がい者への就労支援
- ハローワークとの情報共有
- 協力雇用主の増強 など

④「生活支援」

- 生活相談の充実
- 福祉サービスの利用支援 など

⑤「学校等と連携した修学支援等」

- 非行の未然防止
- 修学支援の充実
- 非行のある少年等への支援 など

⑥「関係機関・団体等とのネットワーク構築」

- 山口圏域生活支援協議会との連携
- 生活困窮者支援調整会議との連携
- 既存の会議体とのネットワーク構築 など

2 部会での検討(案)

【部会の構成員(案)】

役職	団体名	氏名
部会長	山口保護区保護司会 保護司 全国済生会刑余者等支援推進協 議会顧問	篠原 栄二
副部会長	山口保護観察所 企画調整課長	齋飯塚 華朋
	山口市社会福祉協議会 生活相談課長	佐藤 博章
	山口県労働者福祉協議会 パーソナルサポートセンター 統括相談支援員	齋神田 陽子
	山口地区更生保護女性会会長	吉田 芳子

(1)重点項目①「広報・啓発」

市再犯防止推進計画策定の趣旨や再犯防止に向けた取組を広報、啓発するため開催するシンポジウムの内容を検討(詳細は資料7)。

(2)重点項目④「生活支援」

受刑者が出所後に住まい、生活、仕事などの相談が気軽にできるフォロー体制(相談窓口等)の整備を昨年度に引き続き検討。

(3)その他の重点項目についても、引き続き課題の整理を行い、再犯防止対策の在り方などを昨年度に引き続き検討。

3 山口市再犯防止推進シンポジウムの開催(案)

(1)目的

地域における非行、犯罪の防止や再犯防止、矯正や更生保護等について理解を深め、課題を共有し、立ち直り支援による再犯防止の推進を図る。

(2)テーマ

「インクルーシブ社会の実現に向けて
～矯正と更生保護の関わり～」

(3)日時・場所

令和5年10月31日(火)13時30分～16時20分
セントコア山口 2階 サファイア(山口市湯田温泉3-2-7)

(4) 基調講演

炭谷 茂 氏(社会福祉法人 恩賜財団 済生会 理事長)

(5) パネルディスカッション(山口市再犯防止推進協議会委員)

【パネリスト】

塩野 正樹 氏(山口地方検察庁 検事)

小田 友和 氏(山口刑務所 首席矯正処遇官)

飯塚 華朋 氏(山口保護観察所 企画調整課長)

【コーディネーター】

篠原 栄二 氏(山口保護区保護司会 保護司)